

電子商取引(ペーパーレス・トレーディング) – ICE Digital Trade Management Limited (ICE): ICE Access Agreement の改定

国際グループは以前、DSUA 2021.1、DSUA 2023.1、およびICE Access Agreement(2023.1)を承認しました(クラブ回覧[15/23](#))。これらはすべて引き続き承認されるものとします。

相互運用を可能とするためのICE Access Agreement(2024.1)の変更点

本回覧は、国際グループが改定版のICE Access Agreement(2024.1)を承認したことを確認するものです。

ご承知の通り、ICE Access Agreementは、次の場合にICE電子商取引システムを電子船荷証券に使用することが可能となっています。i) 関連する電子船荷証券が紙の船荷証券と同等であると認める法律の対象となる場合、かつ、ii) ICEがその旨を通知する回覧を発行した場合。

この度、ICE Access Agreement(2024.1)は改定され、電子船荷証券のプラットフォーム間の転送(「相互運用」)が可能になりました。相互運用により、ICE電子商取引システムと国際グループが承認した他のプラットフォーム間で電子船荷証券をやりとりできるようになります。

ICE電子商取引システムは、Access Agreementの下でも、多国間DSUAの下でも、電子船荷証券を提供しています。いずれも利用可能で、クラブのてん補対象として承認されており、それぞれの貿易ルートに適したものについては、ICEに確認する必要があります。

国際グループ加盟クラブの約款では、貨物の運送に関するその他のてん補除外規定は、承認済みのすべての電子商取引システムに対して、紙の船荷証券と同様に適用されます。これら免責事項の中には、運送契約で定めた港または場所以外での貨物の荷揚げ、先日付または後日付の電子文書/記録の発行/作成、譲渡可能な電子文書/記録の提示なしでの積荷の引き渡しが含まれており、承認された電子商取引システムを使用した場合であっても、当該システムの規則に従わない積荷の引き渡しによって生じた責任なども、てん補から除外されます。

国際グループのすべてのクラブは同様の回覧を発行しています。

UKP&Iクラブ 日本支店 訳